

# 重要事項説明書

(通所介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべく事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

法人の名称	医療法人 永好会 かがクリニック
法人所在地	愛知県愛西市大井町七川北56
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 加賀 克宏
電話番号	0567-31-0036

## 2. ご利用事業所

事業所名称	すまいるデイサービス ほんわか
指定年月日	令和2年8月1日
事業所在地	愛知県愛西市大井町七川北61
事業所番号	2377200791
管理者氏名	太田 篤志
電話番号	0567-33-1005
FAX番号	0567-31-3399
サービスを提供する通常の送迎地域	愛西市(旧佐屋町・旧立田村)、津島市、弥富市、海部郡蟹江町

## 3. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	愛知県知事 事業者指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
通所リハビリテーション	平成29年6月1日	2317200109	35人
住宅型有料老人ホーム	平成29年4月1日		14人
訪問介護	平成29年4月1日	2377200726	

## 4. 事業の目的と運営の方針等

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供する。
運営の方針	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

## 5. 事業所の概要

### (1) 敷地および建物

敷地	1020.55 m <sup>2</sup>
建物	鉄骨3階建て
延べ床面積	1574.4 m <sup>2</sup>
利用定員	28名

### (2) 主な設備(通所リハビリテーションと一部共用)

設備の種類	室数	面積	1人あたりの面積	備考	
				専用	兼用
食堂兼機能訓練室	1室	155.9357 m <sup>2</sup>			
一般浴室			51.74 m <sup>2</sup>		
機械浴室					
相談室	1室	6.72 m <sup>2</sup>			
静養室	1室	10.083 m <sup>2</sup>			

## 6. 職員体制(主たる職員)

従業者の職種	人数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	1				介護福祉士
生活相談員	2		2			介護福祉士
看護職員	3		3			看護師/准看護師(併設連携医療機関との連携あり)
介護職員	8		5	3		准看護師、介護福祉士、実務者研修、初任者研修
機能訓練指導員	2	1	1			看護師、准看護師

## 7. 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日ただし12月30日～1月3日は除く
営業時間	8時20分～17時20分
サービス提供時間	9時00分～16時40分

## 8. 利用者負担金

利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

- ① 介護報酬に係る利用者負担 (費用全体に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額 1割又は2割又は3割)
- ② 運営基準「厚生労働省令」で定められた「その他の費用」 (全額、自己負担)
- ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用 (全額、自己負担)

### (1) 介護保険給付サービス

① 通所介護費	通常規格			負担金算出方法
	実施時間	1日の単位数		
要介護1	7~8時間	658 点		1) ①×利用日数=A
要介護2	7~8時間	777 点		2) ②×回数=B
要介護3	7~8時間	900 点		3) ③×回数=C
要介護4	7~8時間	1,023 点		4) ④×回数=D
要介護5	7~8時間	1,148 点		5) ⑤×利用日数=E
				6) ⑥×利用日数=F
				7) ⑦×1=G
② 個別機能訓練加算(I)1	56 点	1回		8) (A+B+C+F) × 9.2% =⑥
③ 個別機能訓練加算(II)	20 点	1月		9) (A+B+C+F+⑥) × 10.27 × 0.1
④ 入浴介助加算(I)	40 点	1回		又は0.2又は0.3 =1ヶ月の負担金
⑤ 入浴介助加算(II) (該当した場合のみ)	55 点	1回		(A+B+C+F+⑥+⑦+⑧) × 10.27 × 0.1
⑥ 科学的介護推進体制加算	40 点	1月		※小数点以下は、8、9)は四捨五入、11)は切り捨て
⑦ 同一建物減算 (該当した場合のみ)	△ 94 点	1回		
⑧ サービス提供体制強化加算 I	22 単位			
⑨ 生活機能向上連携加算 I (該当した場合のみ)	100 点	1月		
⑩ 介護職員処遇改善加算 I	9.2%		⑪ 口腔栄養スクリーニング加算 20単位(2・8月)	

### (2) 介護保険給付外サービス

① 食費	1食あたり	740 円	② おむつ代	100 円
③ リハビリパンツ代		150 円	④ パット代	50 円
⑤ 通常の送迎サービス提供実施地域以外の送迎代			通常の事業の実施区域を越えた地点から、おおむね1キロメートルごとに	100 円
⑥ 日常生活品費		実費		

通所介護 1日あたりの自己負担 見積額は 約 円

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員からの説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。

## 9. 料金のお支払い方法

料金・費用は毎月10日までに前月分の利用料金等を請求しますので、20日までに下記の方法でお支払いください。

- ① 当事業所窓口へ直接お支払いいただく方法 (なるべく、おつりのないようにお願いいたします。)
- ② 当事業所口座へ振り込みによりお支払いいただく方法 (振込み手数料はご負担ください。)  
(口座名は 医療法人 永好会 )  
大垣共立銀行 蟹江支店 (普通) 126737
- ③ 預金口座振替にて引落しにより、お支払いただく方法 (預金口座振替依頼書にお申込いただきます。)

お支払いを確認いたしましたら、領収書をお渡しいたしますので必ず保管をお願いします。

## 10. 通所サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種類	内容
入浴	必要な方は職員が介助いたします。 ご利用者の健康状態、日常生活レベルにより、シャワー浴、機械による入浴、または清拭を行います。
排泄の介助	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	ご利用者の身体状況に合わせた介助を行うことにより、身体機能低下を防止するように努めます。また、体操・レク活動・行事を通じて、健康維持・増進に努めます。
健康管理	入浴前に看護職員が健康状態を確認いたします。 利用時間中、看護職員が状態を把握し異常があればご家族へ連絡するなど、対応を迅速に行います。
相談及び援助	ご利用者及びそのご家族からの相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
送迎	身体状況など一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付送迎車などで送迎を行います。ご家族による送迎も可能です。

### (2) 介護給付外サービス

サービスの種類	内容
昼食の提供	栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバランスよくバラエティに富んだお食事を提供いたします。 栄養士による食材の検収により、新鮮で良質な食材を調理いたします。
オムツの提供	ご利用者の状況によっては、施設に用意したおむつを提供いたします。
レクリエーション行事	行事計画に基づき、各種レクリエーションを提供いたします。

## 11. サービス利用の中止

ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。  
。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けことになりますのでご了承ください。

キャンセル料	食費相当額（当日9時以降のご連絡はキャンセル料を申し受けます）
--------	---------------------------------

## 12. 苦情相談等の窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

① 当事業所相談室	責任者（太田 篤志） 窓口担当者（加藤 さつき・小林 咲乃） ご利用時間 每日午前9時00分～午後5時00分 ご利用方法 電話 0567-33-1003 FAX 0567-31-3399 直接ご面談などによる

公的機関においても、次の機関において苦情申立等ができます。

② 行政機関	愛西市役所 高齢福祉課 TEL 0567-55-7116 弥富市役所 介護高齢課 TEL 0567-65-1111 蟹江町役場 介護支援課 TEL 0567-95-1111 津島市役所 健康福祉部高齢介護課 TEL 0567-24-1111 愛知県国民健康保険団体連合会 TEL 052-971-4165

## 13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める『医療法人永好会 消防規定』にのつとり、対応いたします。
平常時の訓練等 防火設備	別途定める『医療法人永好会 消防規定』にのつとり、年1回以上サービス提供時を想定した避難訓練を行います。

#### 14. 第三者による評価の実施状況

① あり ② なし

<ありの場合>

実施日: 年 月 日 評価機関名称:

結果の開示: 有・無

#### 15. 損害賠償について

ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生し、自己の責に帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保保険

保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

保険の概要 対人・対物損害責任

#### 16. 秘密保持について

当事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって知り得た、ご利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

当事業所は、従業員が退職後も在職中業務上知り得た、ご利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

当事業所は文書によりご利用者またはその家族の同意を得た場合には、サービス担当者会議等必要な範囲内で、ご利用者の個人情報を用いることができるものとします。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

#### 17. 通所介護計画の作成について

居宅サービス計画の内容に沿ってご利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等を踏まえ、通所介護計画を作成します。

通所介護計画の作成にあたっては、その内容について、ご利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに通所介護計画を交付いたします。

#### 18. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設および敷地内での喫煙は安全管理上お断りしております。 飲酒は原則的にご遠慮願います。
迷惑行為等	騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品、現金等の管理	基本的に個人で管理していただきます。
宗教活動・政治活動	施設内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動についてはご遠慮下さい。
その他	利用者間の金品等の貸借、譲渡はご遠慮願います。 飲食物の持ち込みはご遠慮願います。 営利目的の勧誘、チラシの配布等はお断りさせていただきます。

#### 19. 緊急時(事故発生時)の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、県、市町村及び事前の打合せに基づき、利用者の家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡いたします。

ご家族	氏名 連絡先 勤務先/携帯電話
主治医	医療機関名 主治医名 連絡先

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業者 医療法人永好会 すまいる デイサービス ほんわか

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業所から、重要事項の説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者 住所

氏名

ご利用者の家族等 住所

氏名

続柄